

平成24年5月1日

明正中学校保護者 様

桑名市立明正中学校
校長 葛谷 吉弘

台風・地震警戒時における生徒の登下校・授業実施について

陽春の候、保護者のみなさまにおかれましてはご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきまして、ありがとうございます。

さて、見出しの件ですが、「桑名市」では生徒の安全を考えて「**台風・地震警戒時の登下校**」「**津波警報・注意報発令の場合**」について下記のように決めています。ご家庭でも話し合ってください、生徒の安全な登下校にご協力をお願い申し上げます。

記

I 台風時等における警報等発令時の場合

- 1 始業（8時30分）前に「**暴風警報**」が発令されている場合
 - (1) 登校を見合わせて、自宅待機とする。
 - (2) 警報が午前9時までに**解除**された時は、原則2時間以内の余裕をもって登校する。登校後、授業開始です。
 - (3) 警報が午前9時になっても**解除**されない時は、**休校**とする。
(登校しなくてもよい)
- 2 始業前に大雨が降っている場合
激しい雨が降っているときは、雨がおさまってから登校する。
- 3 始業前にはげしく雷がなっている場合
雷が激しく危険が予想されるときは、雷がおさまってから登校する。
- 4 始業後に「**暴風警報**」が発令された時は、原則として直ちに**授業を中止し**、**風雨の状況や通学路の安全確認の後速やかに下校**させます。
但し、状況によっては**学校長の判断で一時下校を見合わせる**場合があります。

II 東海地震注意情報及び警戒宣言発令時の場合

- 1 始業前に「注意情報、警戒宣言」が発令されている場合
 - ア 登校を見合わせ、自宅待機とする。
 - イ 注意情報、警戒宣言が午前9時までに解除された時は、解除後2時間以内の余裕をもって登校する。登校後、授業開始です。
 - ウ 注意情報・予知情報（警戒宣言）が、午前9時になっても解除されない時には休校とする。

- 2 始業後に「注意情報、警戒宣言」が発令された場合
直ちに授業を中止し、速やかに下校させます。状況によっては、学校長の判断で、生徒の安全確保を第一に考えて、一時下校を見合わせる場合があります。

- 3 登下校中に「注意情報、警戒宣言」が発表された場合は、速やかに帰宅します。自力で帰宅できない生徒は、保護者に引き渡すまで学校にて保護されます。

III 津波警報・注意報が発令された場合

幼児・児童・生徒の登下校、学校待機や避難所開設等については、市教委と連絡を密にし、適切な処置を講じます。

- ☆ 台風時（警報発令時）の対応については、生徒手帳の16、17ページにも記載してあります。確認をお願いします。

- ☆ 東海地震観測情報の時は普段と同様です。
東海地震に関する情報については、生徒手帳の18～23ページを見ておいて下さい。

平成23年4月1日 改訂
桑名市教育委員会文書 より